

「【貸借対照表】総論関係」に係る検討

1 1. 作成目的

○「中間とりまとめ」における記述

- ・貸借対照表は、会計年度末における地方公共団体の財政状態（資産保有状況と財源調達状況）を表す財務書類であり、資産、負債、純資産の残高を明らかにすることで、資産・債務の適切な管理につなげるものである。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 91. 貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高）を明らかにすることを目的として作成する。	・特になし。
【改訂モデル】 297. 貸借対照表は、年度末時点における資産・財産とその調達財源の状況を示したものとする。	

○課題・論点

- ・特になし。

○論点整理の考え方

- ・現行の取扱いや「中間とりまとめ」を踏まえた記載とする。

○基準の方向性

- ・貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成する。

○留意点

- ・特になし。

【貸借対照表】作成目的に係る参考資料

	基準モデル	総務省方式改訂モデル	地方独立行政法人会計	企業会計
規定箇所	新地方公会計制度研究会報告書	総務省方式改訂モデル 財務書類の記載要領(改訂版)	地方独立行政法人会計基準及び 地方独立行政法人会計基準注解	企業会計原則
内容	貸借対照表は、基準日時点における 地方公共団体の財政状態(資産・負債・純資産の残高)を明らかにするこ とを目的として作成する。	貸借対照表は、年度末時点における 資産・財産とその調達財源の状況を 示したものとする。	貸借対照表は、地方独立行政法人 の財政状態を明らかにするため、貸 借対照表日におけるすべての資産、 負債及び純資産を記載し、住民その 他の利害関係者にこれを正しく表示 するものでなければならない。	貸借対照表は、企業の財政状態を明 らかにするため、貸借対照表日にお けるすべての資産、負債及び資本を 記載し、株主、債権者その他の利害 関係者にこれを正しく表示するもので なければならない。ただし、正規の簿 記の原則に従って処理された場合に 生じた簿外資産及び簿外負債は貸 借対照表の記載外におくことができ る。